

令和元年 第12回八幡浜市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和元年11月27日(水) 13時30分

2. 場 所 八幡浜庁舎 5階 501会議室

3. 出席委員

○農業委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	川本 英治	2	木下 弘一	3	岡 善男
4	樋田 都	5	森 博文	6	河野 誠子
7	矢野 彰	8	正本 勝彦	9	欠席
10	松良 公人	11	大本 定一	12	長岡 由紀
13	萩森 敏久	14	二宮 政明	15	若松 勲
16	橋岡 武志	17	土居 敬幸	18	清水 稔
19	柴田 紳一郎				

○出席職員

事務局長 菊地 一彦

事務局次長 西村 真徳

事務局 阿部 真土、新田 温乃

○欠席委員

9番 鎌田 長和

4. 議事日程

第1 会長挨拶

第2 議事録署名人選出

第3 付議案件について

議案第58号 農地法第3条の規定による許可申請について 1件

議案第59号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について 1件

議案第60号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(所有権移転) 3件

議案第 61 号 農業振興地域整備計画に係る変更申請に対する意見について 5 件

議案第 62 号 空き家に付属した農地の指定について 1 件

報告第 10 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による届出等について 1 件

第 4 協議・連絡事項

- ・遊休農地の利用意向調査について
- ・農業委員会だよりの発行について
- ・農林業センサス（農山村地域調査）の実施について
- ・農業委員会組織による「令和元年台風第 19 号等災害義援金」の募集について
- ・令和元年度市町農業委員並びに農地利用最適化推進委員等研修会について
- ・農業委員会新年会の開催について
- ・「人・農地プラン」作成におけるアンケートについて
- ・令和 2 年第 1 回農業委員会総会について

5. 会議の概要

事務局長 ただいまから、令和元年第 12 回八幡浜市農業委員会総会を開会します。

本日の出席委員は 19 名中 18 名で、総会成立の定足数に達しております。

欠席委員は、「9 番、鎌田 長和委員」の 1 名です。

それでは、二宮会長から招集のご挨拶を申し上げます。

（二宮会長挨拶）

議長 それでは議事に入る前に、議事録署名人の選出を行いたいと思います。こちらで指名してよろしいでしょうか。

（異議なし）

議長 それでは議事録署名人に「2 番、木下 弘一委員」、「6 番、河野 誠子委員」を指名します。

議長 それでは付議案件に入ります。

議案第 58 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程致します。

番号 33、事務局の説明を求めます。

- 事務局 それでは議案第 58 号、番号 33 について説明します。
農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「946 m²」、外 4
筆、計「2,618 m²」、3 条無償移転です。
譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
申請事由としては、譲渡人は、「譲渡人、譲受人双方の同意により
贈与致したい」。
譲受人は、「後継者としてますます精進いたします」であります。
譲受人の経営面積「472.6a」。
本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第 3 条
第 2 項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する
要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する
要件、また貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに
該当していません。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可
要件のすべてを満たしていると考えます。
以上です。
- 議 長 地元委員の説明を求めます。
- 5 番 33 番を説明いたします。
「〇〇〇〇」さん、「〇〇〇〇」。そして息子さん「〇〇〇〇」でござ
います。場所は「〇〇〇〇」でございます。そして親子関係でござ
います。
「〇〇〇〇」さんが「〇〇〇〇」の時に経営移譲されて、山は息子
さんに全部あてておったんですけど、少しずつ「〇〇〇〇」さんの方
から息子さんの方へ名義変更をされている現状でございます。
親子関係は仲良く、そして地域のリーダー的に精力的に活躍してお
られます。
以上です。よろしく願いいたします。
- 議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござ
いませんか。
- 委 員 (意見、質問等なし)
- 議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、議案第 59 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」。
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第 59 号、番号 1 について説明します。
農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「雑種地」、面積「274 ㎡」、所有権移転です。
譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、〇〇〇〇です。
譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、〇〇〇〇です。
転用目的「住宅用地」、転用理由「現住居が手狭となったため、土地を譲り受けて住宅を新築したい」とのこととあります。
なお、この案件は、昭和 52 年 8 月 3 日付の愛媛県指令にて許可を受けているもので、この度の変更申請により、譲受人を承継しようというものです。
変更の要因については、当初計画者は、「子供が 4 人生まれたため、生活費や教育資金が必要となり住宅を新築する余裕がなくなった」ためであります。このことは、当初計画者の故意又は重大な過失によるものではございません。
また、変更後の転用事業は、変更前の転用事業に比べて同程度であり、周囲に及ぼす影響等も同程度であります。よって、本案件は、前回同様許可相当となります。
別添の参考資料の 1 ページから 4 ページまでに、地図、地番地目図、土地利用計画図等を掲載しておりますので、ご確認ください。
以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

17 番 この土地はもと「〇〇〇〇」の駐車場、「〇〇〇〇」の〇〇〇〇のあるところから〇〇〇〇へ数十メートル入ったところとございます。
もともと「〇〇〇〇」さんの旦那さんが転用の申請して許可を受けておったところなんです。その後子供さんが 3 人増え、教育資金や生活資金の方をで、なかなか土地は買うけど家は建たんといった状

態で数十年過ぎ取ったところでは。

その事業承継者の「〇〇〇〇」さんも「〇〇〇〇」の方なのですが、この土地なら校区も変わらんということ、また学校も近い、またスーパー等も近くて便利の良い土地、また借家で住まわれておりまして手狭になったということで、この事業を承継するということになっています。

よろしく申し上げます。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、議案第 60 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」、「所有権移転」。
番号 59、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 60 号、番号 59 を説明します。
農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「459 m²」外 5 筆、計「6,822 m²」。
所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「256.3 a」、売買価格「〇〇〇〇」。
以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

1 番 「〇〇〇〇」さん、息子さんもいますが〇〇〇〇で、もう高齢になりまして、まあ「〇〇〇〇」さんの方が年上なんですけども、近頃精力的に園地を増やしております。

また、前の時に息子さんが帰ってきて後継者もおるとい話も聞いて

たんですが、まだちょっと見たことはないんですが、そういうことで精力的に組合長から共選長から何からしよる人で大丈夫と思います。よろしくをお願いします。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、番号 60、61 を、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 番号 60、61 を一括して説明します。
番号 60。農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「286 m²」。
所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「188.8 a」、売買価格「〇〇〇〇」。
番号 61 番。農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「290 m²」。
所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「390.2 a」、売買価格「〇〇〇〇」。
以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

2 番 60 番、61 番の説明をいたします。
「〇〇〇〇」さんなんですが、ご主人を 4、5 年前に、〇〇〇〇の方に勤めておられたんですが、定年退職されて一年足らずのうちに急な病気で亡くられました。それで「〇〇〇〇」さんは勤めに出られておられまして、大部分の農地は処分されたんですが、家近所だけはお

ふくろさんがまだ元気で私が作りますということで、この 60 番、61 番の園地を作っておられましたけれども、今年だいぶ弱られてもう〇〇〇もだいぶ回られておられて、一生懸命作っておられたんですけどももうとてもようやらんということで、隣近所の、一人は「〇〇〇〇」さんなんですが、勤めに出ておられますけども息子さんも休みのときには一緒に農地の方に来られて、奥さんと 3 人が一生懸命されておられます。

そして 61 番の「〇〇〇〇」さんなんですが、この「〇〇〇〇」さんも隣の方で、専業でばりばりと〇〇〇〇なんですが気合を入れてやられております。面積的にもそがないということで、お二人とも頑張ってみようかということです。よろしくお願ひします。

議 長 　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 　　(意見、質問等なし)

議 長 　　ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 　　(異議なく承認)

議 長 　　それでは承認することと致します。

議 長 　　続きまして、議案第 61 号「農業振興地域整備計画に係る変更申請に対する意見ついて」。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは議案第 61 号、番号 1 を説明します。

今回当委員会に意見を求められている整備計画の変更は、農用地区域の除外申出に対してであります。

申請者は、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」です。

農地の所在「〇〇〇〇」、地目「畑」、面積「562 m²のうち 251 m²」です。

申請理由は、「現在松山市に居住し通作していますが、高齢になり通作が困難になったので、耕作地の近隣に農家住宅及び農業用倉庫を建築し、耕作を続けたい」とのことです。

参考資料の 5 ページ、附近見取図をご覧ください。申請地は、「名坂トンネル」の上側を通っている道路に面した場所となります。6 ページから 9 ページに地番地目図及び平面図等掲載しておりますので、ご確認ください。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

15番 この方「〇〇〇〇」さんという方を昔から〇〇〇〇におられて、祖先の方は〇〇〇〇におられたんですけど、ちょうど小作しておりました、今事務局からありましたように、いろいろ週に 2 回くらいは通って耕作してたわけでございますけど、とにかくもう〇〇〇〇になられた方でとにかくその近くに農業用の宅地ですか、住宅を建てたいということでこの申請がありまして、この方はちょうど「〇〇〇〇」のちょうど上で旧道になるんですけど、先日も事務局と一緒に見てまいりまして、ぜひ耕作をまだしたいということで、今まで週に 2 日間は来られとったんですが、もうやっぱり家を建ててやろうかということで申請が出ておりますので、一つよろしくお願いいたします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、議案第 62 号、「空き家に付属した農地の指定について」。事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、議案第 62 号、番号 1 について説明します。

申請者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請地「〇〇〇〇」、地目「畑」、面積「333 m²」、空き家に付属した農地の指定としては「指定する」、理由としては「適用条件を満た

すため」であります。

参考資料の 10 ページをご覧ください。参考資料として、農地利用状況等調査票、位置図、地番図及び市のホームページを添付しております。八幡浜市におきましては、平成 30 年 8 月より別段面積の見直しを行い、空き家に付属した農地に限り 1a から取得できるようになりました。

手続きの流れ、適用条件については記載のとおりです。申請者の「〇〇〇〇」さんは、手続きの流れのとおり所有する住宅を八幡浜市空き家バンクに登録し、空き家に付属した農地指定申請書を農業委員会に提出しております。

本日の総会におきましては、申請地が適用条件を満たす農地であるかどうかを判断していただきたいと思えます。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 番 これ、「〇〇〇〇」の農道の入り口にありまして、もう「〇〇〇〇」さん、親父さんの「〇〇〇〇」さんがうちの近所なんです、あの人
が亡くなる前から荒れている状態で、雑種地というか雑木が、クレー
ーは一応ついてるんですよ。全部止めて一応停止という状態で、もう
なっております、まあ作ってもらえれば、農道の入り口だし、少し
でも管理してもらったらと思えます。よろしくお願ひします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござ
いせんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございせんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、報告第 10 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出
等について」、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは報告第 10 号について説明します。
番号 48、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「246
㎡」、外 5 筆、計「2,973 ㎡」。
賃貸人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
賃借人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
解約の理由「他の者と売買契約を締結するため」であります。
以上です。

議 長 報告事項でありますので、以上で終わります。

議 長 続きまして協議、連絡事項に移りたいと思います。

(協議事項について説明及び審議)

議 長 それでは以上をもちまして農業委員会総会を終了します。

6. 閉会 14時20分

以上会議の顛末を記録してその相違ないことを証するためにここに署名する。

令和元年11月27日

会 長 二宮 政明

議事録署名人 木下 弘一

議事録署名人 河野 誠子